

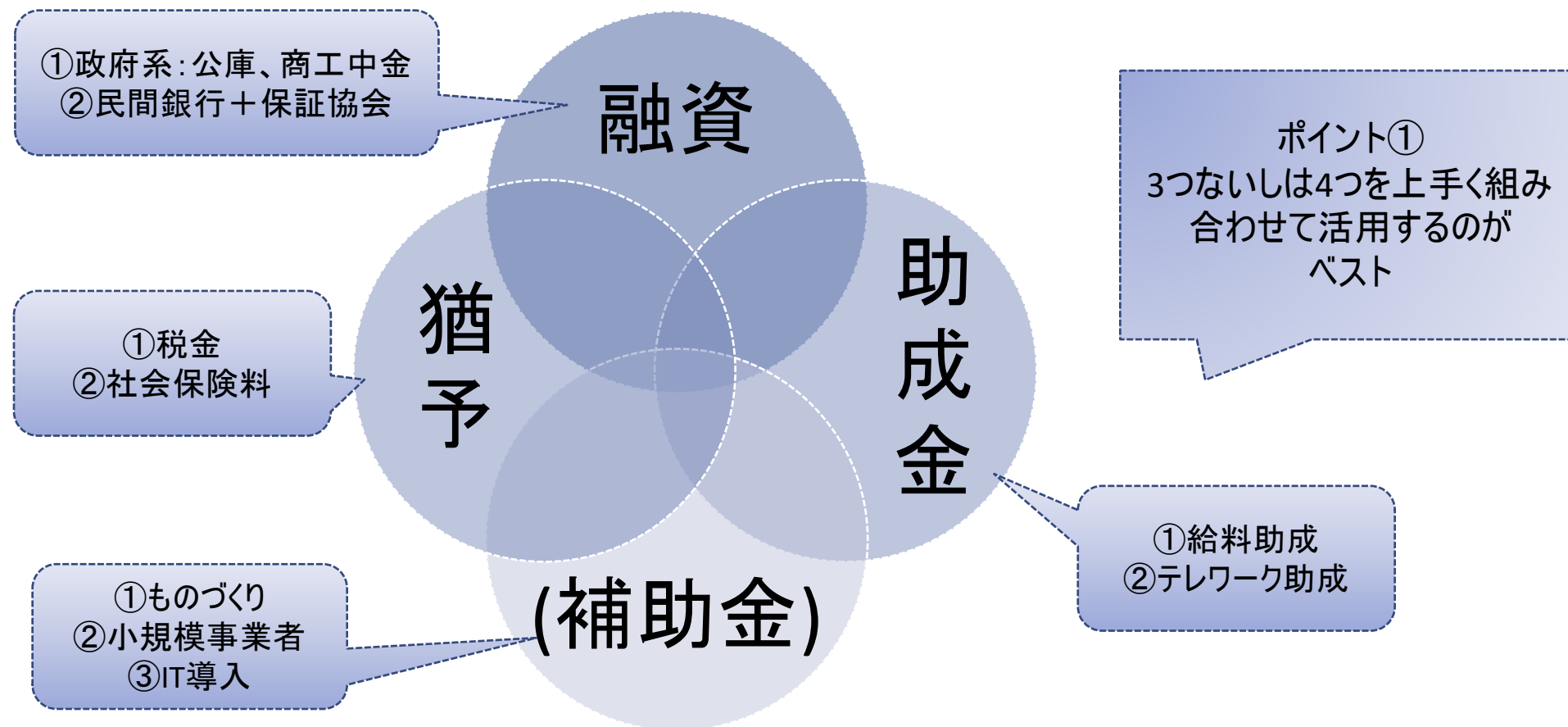
# 緊急資金対策 新型コロナウイルス対応

新型コロナウイルスによる直接間接の  
資金状況悪化への緊急対策

日本マネジメント税理士法人 代表税理士 黒田 昌史

一般社団法人 経営者支援ネットワーク

# 緊急資金対策（新型コロナ対応）の全容



## 『融資』（緊急資金対策）⇒ 2本柱

### 日本政策金融公庫(商工中金)

1. ▲20%(売上減) (小規模事業者は▲15%)
  - ・無利子融資
  - ・3000万円、3年間
  - ・借入期間:15年以内、据置期間:5年以内

2. ▲5%(売上減)
  - ・金利優遇  $1.36\% \text{▲} 0.9\% = 0.46\%$
  - ・3000万円、3年間
  - ・融資限度額:6000万円(別枠)
  - ・借入期間:15年以内、据置期間:5年以内

商工中金:上記3000万円→1億円  
 $1.11\% \text{▲} 0.9\% = 0.21\%$

### 銀行+保証協会

1. ▲15%(売上減)
  - ・危機関連保証 100%保証協会保証
  - ・2.8億円(内無担保 8000万円) 別枠
  - ・金利:1.2%、保証料:0.8%
  - ・借入期間:10年以内、据置期間:2年以内

2. ▲20%(売上減)
  - ・セーフティネット保証4号 100%保証協会保証
  - ・2.8億円(内無担保 8000万円) 別枠
  - ・金利:1.2%、保証料:0.8%
  - ・借入期間:7年以内、据置期間:1年以内

3. ▲5%(売上減)
  - ・セーフティネット保証5号 80%保証協会保証
  - ・2.8億円(内無担保 8000万円) 別枠
  - ・金利:1.2%、保証料:0.8%
  - ・借入期間:7年以内、据置期間:1年以内

## 『納付猶予』（緊急資金対策）

### 1. 税金

#### 1) 国税（法人税、所得税、消費税etc）

地方税（住民税、事業税etc）

→納税猶予（1年間、状況に応じて更に1年間）

→延滞税の全部または一部免除

#### 2) 固定資産税

→減免措置（半額 or 全額）

### 2. 社会保険料

→納付猶予（猶予された期間中に分割納付）

→延滞金の一部免除

## 『助 成 金』（緊急資金対策）

### 1. 「雇用調整助成金」

- ・ 従業員の休業等雇用調整
- ・ 助成率：中小企業 9/10
- ・ 支給限度日数：4月1日～6月30日＋100日/年

### 2. 「小学校休業等対応助成金」

- ・ 小学校等の休業による子の世話のための休業
- ・ 助成率：10/10 上限8,330円（個人事業主は定額4,100円/日）

### 3. 「時間外労働等改善助成金（テレワークコース）」

- ・ コロナ対策でテレワーク新規導入  
（通信機器購入、就業規則作成、研修、外部専門家etc）パソコン、スマホは対象外
- ・ 助成率：1/2 限度額100万円

## 『補助金』（緊急資金対策）

### 1. 「ものづくり補助金」

- ・ 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等
- ・ 補助率：中小企業 1/2 小規模事業者 2/3 上限1000万円
- ・ 締切：5/31（2次）、8月（3次）、11月（4次）、2月（5次）

### 2. 「持続化補助（小規模）補助金」

- ・ 小規模事業者の販路開拓等
- ・ 補助率：2/3 上限50万 ・ 締切：6月5日、10月、2月

### 3. 「IT導入補助金」

- ・ コロナ対策で、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入
- ・ 補助率：1/2 限度額450万円 ・ 締切：6月末、9月、12月